

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 29. 5. 26 第 193 回国会第 23 号

5 月 26 日（金）、第 23 回の委員会が開かれました。

1 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 48 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・塩崎厚生労働大臣、松本内閣府副大臣、盛山法務副大臣、古屋厚生労働副大臣、樋口文部科学大臣政務官、堀内厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

岡本 充 功君（民進）

- ・保育所の給食用脱脂粉乳の価格を国内産との比較の上で適正なものとするよう取り組むべきと考えるが、厚生労働大臣の決意を伺いたい。
- ・児童相談所に一時保護されている児童が学校に通えるよう予算を確保した上で対策を講ずるべきではないか。
- ・特別養子縁組を希望する子ども達を紹介している新聞記事「あなたの愛の手を」のような取組を全国的に推進すべきではないか。

山下 貴 司君（自民）

- ・本法律案の保護者に対する指導への司法関与の導入により、指導の実効性がどのように上がるのか。
- ・家庭裁判所の勧告の下での指導に保護者が従わない場合には、どのように対応するのか。
- ・本法律案により接近禁止命令の対象が拡大されるが、どのような事案にその活用が期待されるのか。

伊 佐 進 一君（公明）

- ・中核市における児童相談所の設置を政府がしっかり支援すべきではないか。
- ・児童相談所の専門性の向上や人的体制の整備など体制強化に取り組むべきと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・施設入所等の措置の審判の過程で勧告する際、家庭裁判所は現場の児童相談所の意向をしっかりと確認することが重要ではないか。

大 西 健 介君（民進）

- ・一時保護の期間が長期に及んでいる割合等の数値を、国が責任を持って調査し、結果を公表する必要があるのではないか。

- ・児童養護施設に入所中の児童は通学が可能であるにもかかわらず、一時保護中の児童がそれを制限される理由は何か。
- ・子どもの全死亡例について死因検証を行う CDR（チャイルド・デス・レビュー）を日本でも導入すべきではないか。

初 鹿 明 博君（民進）

- ・体罰の悪影響について説明する「愛の鞭ゼロ作戦」のリーフレットを厚生労働省が作成した意図及び今後の活用方針を伺いたい。
- ・民法第 822 条の懲戒権に体罰も含まれるという解釈は見直されるべきと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・面会交流を推進するため、利用者の所得制限を撤廃するとともに、面会交流支援を行う NPO 等へ財政支援を行うべきではないか。

井 坂 信 彦君（民進）

- ・喫煙可能な飲食店では未成年者を入店禁止にするという案が報道されているが、取締りの実効性についての厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・家庭裁判所が指導への保護者の対応によっては里親委託・施設入所という審判を下す可能性があることも保護者に通知すべきではないか。
- ・一時保護所における保護の長期化、定員超過、混合処遇等の問題をどのように改善していくのか。

堀 内 照 文君（共産）

- ・本法律案に対応するため家庭裁判所の人員体制を整備しているが、どのように確保するのか。
- ・児童相談所の一時保護所について、子どもの適切な処遇を確保するための独自の基準を作成するとともに、施設整備が進むような財政支援を行うべきではないか。

- ・家庭裁判所は、面会交流の実態を検証するとともに、事情の変更がある場合は面会交流の定めの変更があり得ることを当事者に周知すべきではないか。

河野正美君（維新）

- ・児童虐待相談対応件数の増加が止まらない理由について、厚生労働省の認識を伺いたい。
- ・都道府県知事の保護者に対する勧告件数及び家庭裁判所の都道府県に対する保護者指導の勧告件数が少ない理由について伺いたい。
- ・本法律案の保護者に対する指導への司法関与の導入について、その運用状況を丁寧に検証し、必要な見直しを行うべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。